

平成 27 年 3 月修了
修士（工学）学位論文

詳細設計付工事契約の契約的問題と
解決方法に関する考察

A Study of required counter measures to deal with contractual problems in a design and
construction contract in Japan

高知工科大学大学院 工学研究科 基盤工学専攻

学籍番号 1177006

平川 勝彦

Katsuhiko Hirakawa

要旨

詳細設計付工事発注方式の特色は、発注者が受注者に対し工事施工上の瑕疵に加え要求水準書または発注仕様書に基づく性能仕様を発揮でき、施工だけでなく設計に起因する瑕疵についての責任を負わせることにより、社会基盤施設の性能がより確実に担保されることである。なお、詳細設計とは、建設計画された構成要素それぞれについて、基本設計規定されて要求仕様と設計基準などに従って、詳細に行われる設計。専門分野ごとに行われ、各種設計計算、材料集計、図面作成などが含まれる¹⁾、と定めている。

1994年に「公共事業の入札・契約制度の改善に関する行動計画」が閣議了解され、1994年度より工事部門だけでなく、設計コンサルティング業務にも新しい入札・契約制度が導入された。その改訂主体は、「透明性」「客観性」「競争性」という公共事業に対する基本的な要素を高める仕組みを強化することで、これまでの慣習で業務を遂行することを改める事であった。要約すると、設計コンサルティング業務の新しい入札・契約制度の導入の狙いは、1) 業者の選定方式の改善、2) 不正行為の防止、である。特に設計段階における設計コンサルタントと大手の総合工事企業や製造業者との不明瞭な関係の論議から端を発して、建設コンサルタント業務における「再委託の禁止」も重点項目の一つとなった²⁾。その結果、設計コンサルタントから発注者に納品した設計図書が、現地の条件の乖離や実施工の実現性に対する不確実性などによる施工途上での設計変更項目が多く発生して現在に至っている。これらの現象が発生する主原因としては、設計コンサルタントに従事する設計者群の設計条件の把握不足や施工のための基礎的な技術力の低下などが挙げられる。日本の公共工事は、設計・施工分離発注方式が主流であるが、新設の社会基盤施設工事や維持・修繕工事に設計・施工一括発注方式や設計詳細設計付工事発注方式を採用する発注者も緩やかであるが増加傾向にある。

本研究では、地方公共団体発注の土木、建築複合工事の社会基盤施設の施工事例から解ってきた、1) 発注者、受注者の建設マネジメントに対する考え方の違い、2) 詳細設計付工事に対する経験の不足、3) 「閲覧設計書」など発注者側公開資料と契約図書との運用上で表面化した乖離、4) 会計検査や議会承認など、受発注者間の契約条件だけでは解決できない問題点、5) 発注者側の無謬性や片務性、6) 受注者側の現場技術者の契

約管理能力, などを分析することにより, 詳細設計付工事発注方式のシステムの運用上の問題点と課題, 発注者および受注者の現場技術者の契約能力の向上のための方策について考察する.

Key Words : lump-sum, detailed design, new construction social infrastructure facility